

1 名寄市健康増進計画「健康なよろ 2 1（第 3 次）」の策定について

(1) これまでの経緯

平成 20 年度～平成 24 年度

名寄市健康増進計画「健康なよろ 2 1」

平成 25 年度～令和 4 年度：～令和 5 年度延長

名寄市健康増進計画「健康なよろ 2 1（第 2 次）」

平成 30 年度：中間評価

令和 6 年度～令和 17 年度（案）

※国、道の計画期間に合わせ 12 年

名寄市健康増進計画「健康なよろ 2 1（第 3 次）」

(2) 名寄市健康増進計画「健康なよろ 2 1（第 3 次）」見直しの考え方

ア 計画策定にあたって

(ア) 計画策定の趣旨

- ◆平成 20 年度に名寄市健康増進計画「健康なよろ 2 1」を、平成 25 年度には名寄市健康増進計画「健康なよろ 2 1（第 2 次）」を策定し、健康増進法に基づき、名寄市の特徴や市民の健康状態をもとに健康課題を明らかにしたうえで、生活習慣病予防に視点をのいた健康づくりの取り組みを推進してきました。
- ◆これまでの取り組みと国から新たに示された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を踏まえ、令和 6 年度を始期とする名寄市健康増進計画「健康なよろ 2 1（第 3 次）」を策定します。

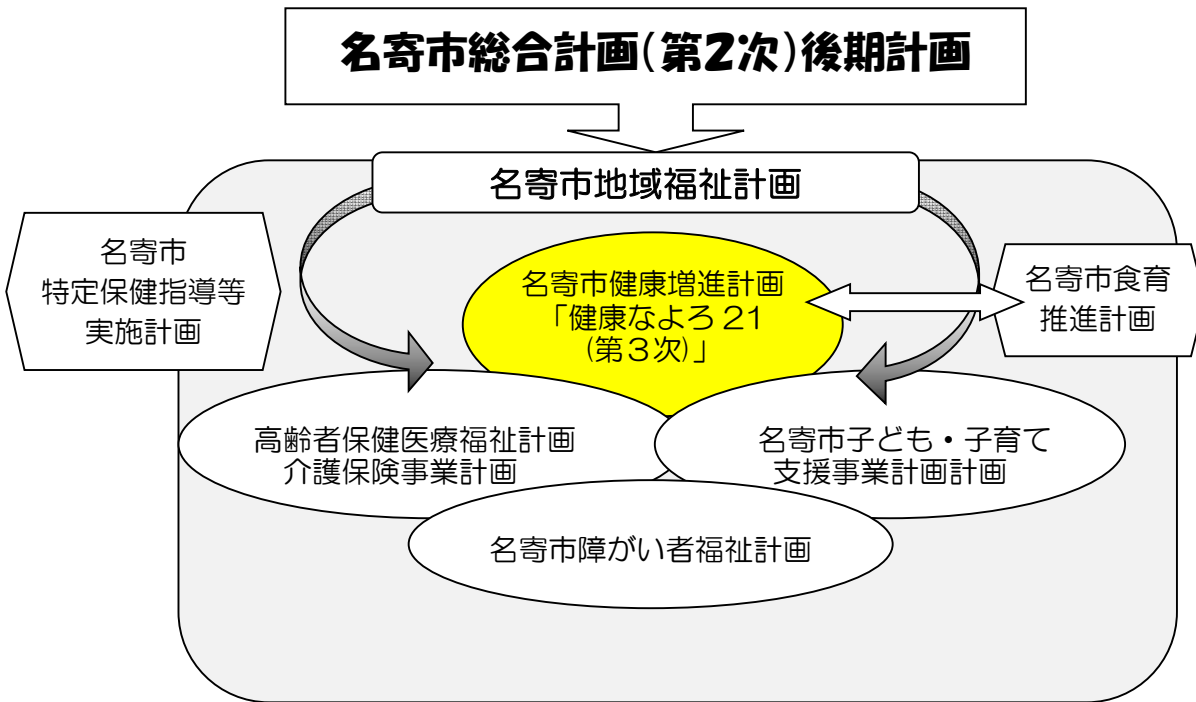
(イ) 計画の位置づけ

【健康増進法第 8 条第 2 項】

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- ◆国 ○国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針
○国民健康づくり運動：健康日本 2 1
- ◆北海道 ○北海道健康増進計画「すこやか北海道 2 1」
- ◆名寄市 ○名寄市健康増進計画「健康なよろ 2 1」

計画の位置づけ



(ウ) 計画期間

令和 6 年度から令和 17 年度

国と北海道の計画期間にあわせ、計画期間を 12 年とします
 計画開始後 6 年（令和 11 年）を目途に中間評価を行う

(エ) 策定作業の予定

令和 5 年 12 月～1 月

名寄市健康増進計画「健康なよろ 21（第 3 次）」（素案）策定

令和 6 年 1 月 名寄市保健福祉医療推進協議会に計画（案）報告
 市長へ計画書の答申

令和 6 年 2 月 パブリックコメント

令和 6 年 3 月 名寄市健康増進計画「健康なよろ 21（第 3 次）」 策定

2 名寄市生きるを支える自殺対策計画（第2次）の策定について

（1）これまでの経緯

平成 31 年度～令和 5 年度

名寄市生きるを支える自殺対策計画

令和 6 年度～令和 10 年度（案）

名寄市生きるを支える自殺対策計画（第2次）

（2）名寄市生きるを支える自殺対策計画（第2次）見直しの考え方

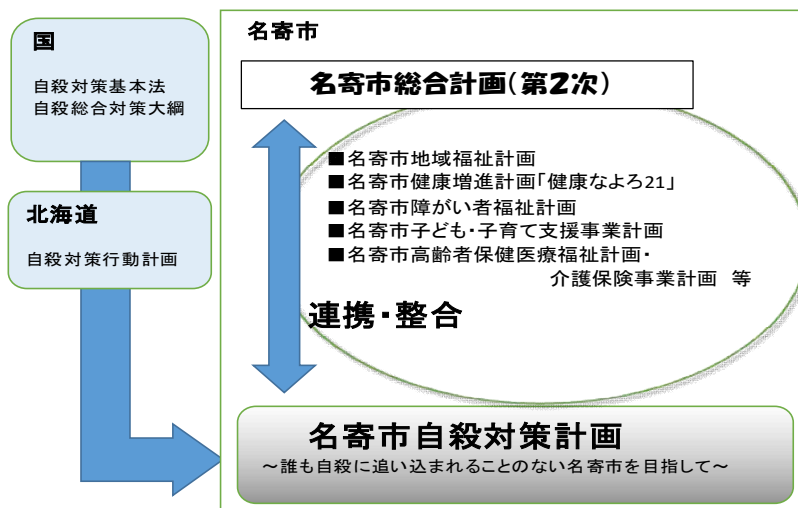
ア 計画策定にあたって

（ア）計画策定の趣旨

- ◆「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。本市では名寄市健康増進計画「健康なよろ 21」の「こころの健康」の項目において自殺対策にかかる施策を進めてきましたが、改正自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、平成 31 年に名寄市生きるを支える自殺対策計画を策定しました。市民一人ひとりが自殺を身近な問題として意識し、かけがえのない命の大切さを考え、ともに支えあう地域社会の実現のため、自殺対策を総合的に取り組んでいます。
- ◆令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱及びこれまでの取り組みを踏まえ、令和 6 年度を始期とする名寄市生きるを支える自殺対策計画（第2次）を策定します。

（イ）計画の位置づけ

- ◆自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺総合対策大綱」との整合を図り策定するものです。



(ウ) 計画期間

令和 6 年度から令和 10 年度

(エ) 策定作業の予定

令和 5 年 1 2 月～ 1 月

名寄市生きるを支える自殺対策計画（第 2 次）（素案）策定

令和 6 年 1 月 名寄市保健福祉医療推進協議会に計画（案）報告

市長へ計画書の答申

令和 6 年 2 月 パブリックコメント

令和 6 年 3 月 名寄市生きるを支える自殺対策計画（第 2 次） 策定